

地域ケア会議ケース検討会
アセスメントシート

独 高 他

| | | | | | |
|---------------------------------|---|------|-----|-----------------|--|
| 氏名 | Aさん | | 男・女 | 住所 | |
| 要介護度 | なし | 有効期限 | | 検討テーマ 金銭及び経済的虐待 | |
| 健康状態 | 高血圧 以前は内科通院しコントロールできていたが3ヶ月間通院、服薬されていない。 | | | | |
| 個人因子 (生活に支障をきたす 要因に対する因子) | <ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害と思われる 尿臭があるが自覚なし。身なりを構わない。 ● 判断力、理解力あり 認知症なしと思われる。 | | | | |
| 環境因子 (生活に支障をきたす 要因に対する因子) | 家族環境 <ul style="list-style-type: none"> ● 長女:知的障害 B 判断力・理解力あり ● 長男:DM、仕事ができない(6か月まえまで仕事して収入があった) ● 二男:仕事が長続きせず、飲酒、本人長女に対し怒鳴る。 ● 夫:数年前死亡。就労し近所付き合いも良好だった。 住環境 <ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭 (猫を飼っているせい?) ● 自宅は競売に付され強制執行間近 ● 近隣住民に金の無心・米を借りに行き頻回で迷惑をかけている | | | | |
| 経済的環境 | 世帯収入:年金担保で借入しているため、月の世帯収入は5万円弱 本人:厚生年金 月〇万 金銭管理可能と判断 長女:障害年金 月〇万 【本人と合わせて月 96,000 円】 長男:収入なし 糖尿のため仕事できず (⇒世帯分離し生保。DMの為入院。) 二男:収入ないうえに本人と長女の年金を使い込む、飲酒 就労可能で身体精神面の医療の必要性はない。 負債:市税、水道等滞納が190万円 競売後の家賃(月6万円)を滞納 ※3人世帯としても、就労可能な次男がいるため生保適用はならない。 | | | | |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次男から金の無心、怒鳴られる。いう訴えあり。警察にも相談に行っている。 ● 通帳管理は本人(Aさん、長女とも自己管理)がするが次男に言われたとおり、金をおろして渡している。 ● 食費、生活費、米を近所に借りに行く。(次男の命令により) ● 次男は介入拒否。本人や長女も積極的介入は望まない態度をとるが、市役所や警察にたびたび相談に来る。 | | | | |
| 問題点 課題 | 個人因子からの課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の状態像が不明瞭。本当に的確な判断力があるのか不明瞭。 ● 衣食住の確保 特に食事ができないので今後脱水や低栄養のリスク高い。 自宅も強制退去となる可能性高い。 | | | | |

| | |
|--|---|
| | <p>環境因子からの課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年金担保の負債がある。 ● 通帳を持っているため次男に言われると、おろして渡してしまう。 ● 住居の問題(立ち退きが迫っている) ● キーパーソンの不在⇒長男契約行為や申立人など書類上だけでもキーになれるか否か。 |
| <p>介入チーム</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 保険者 N市高齢者福祉課 長岡課長 ② 地域包括支援センター 坂本センター長 ③ 地域包括支援センター 田中社会福祉士(本ケースのマネジメント担当) ④ 地域包括支援センター 武市保健師・主任ケアマネ ⑤ 障害福祉課生活保護係 高杉ケースワーカー ⑥ 権利擁護センター 吉田弁護士 ⑦ かかりつけ病院 近藤 MSW ⑧ 区長(自治会長) 永倉氏 ⑨ 民生委員 芹沢氏 ⑩ N市警察署生活安全課 原田氏 |
| <p>支援計画</p> <p>短期 1～3ヶ月 中期 3～6ヶ月 長期 6ヶ月～1年</p> | <p>(短期目標・支援内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の理解力について、確定診断を受ける。 ● 長女の判断力について、精神科医の診断を受ける。 ● 次男はアルコール依存の可能性はないのか、訪問時の状況など観察。可能であれば保健所に連絡し訪問を依頼。 ● 包括保健師の定期訪問。体調確認 ● 民生委員による状況観察 ⇒適宜報告要 ● 強制執行の連絡が文書で来るので、定期訪問時確認する。 <p>(中期目標・支援内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人・長女の理解力について、診断内容に応じて支援方針再検討 【以下判断力ありと結果が出た場合の支援方針】 ● 強制執行の際介入。本人たちの申し出により養護老人ホームへの措置入所を行う ● 入所後は、成年後見申立と債務整理。審判前財産管理を申し立てる。 ● 申立人は長男がなれるか検討。不可能であれば市長申立て検討 <p>※長女の支援、次男の支援の中心は障害担 CW が中心となり、本人と同等な支援を行う。</p> <p>(長期目標・支援内容)</p> <p>世帯員全員の金銭面、医療面の支援体制が確保でき次第、世帯としての生活の場を検討。</p> |